

07 11月は児童虐待防止月間です

愛知県の虐待に関する相談対応件数は、令和4年度では前年度よりわずかに減少していますが、件数の多い状態が続いています。本市も例外ではなく、虐待に関するさまざまな情報が寄せられています。

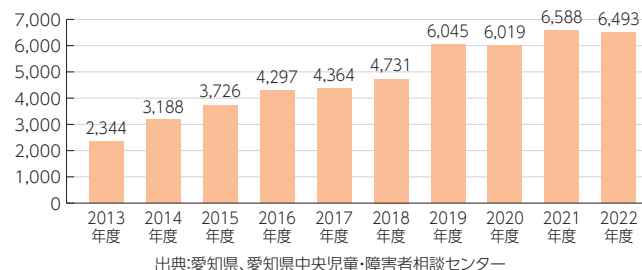
▶子育て支援課 ☎ 23-3513

しつけと虐待の違い

しつけは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。

しかし、児童虐待はしつけとは異なり、子どもの成長と人格形成に深刻な影響を与えるものです。

●児童虐待相談件数



虐待の種類

児童虐待は次の4つに分類されます。

●身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、激しく揺さぶる、溺れさせる、家の外に締め出す、意図的に病気にさせるなど

●心理的虐待

言葉で脅かす、無視する、他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする、子どもが傷つくようなことを言う、子どもの面前での家庭内暴力など

●性的虐待

子どもへの性的行為、性器を触らせる、性的行為を見せる、ポルノグラフィーの被写体にするなど

●ネグレクト

重大な病気になっても受診させない、乳幼児を家に残したまま外出する、適切な食事を与えない、清潔面の世話をしない、誰かが子どもを虐待をしていることを放置するなど



児童虐待の原因

経済的問題や家族の不仲・病気、保護者自身が虐待の被害者、育児ストレス、地域からの孤立やサポートの薄さなど、さまざまな要因が複雑に絡み合って起こると考えられます。



児童虐待のサイン

不自然な傷や打撲

衣服や身体がいつも汚れている

夜遅くまで一人で家の外にいる

いつも泣き叫ぶ声がある

子育てに拒否的・無関心

子どものけがの説明が不自然

いつも怒鳴り声がある



子どもへの影響

虐待は、将来に渡ってさまざまな影響を及ぼします。

●身体的影響

外傷、栄養障害、体重増加不良、低身長など

●知的発達面への影響

安心できない環境での生活などになり、知的発達が十分得られない可能性があるなど

●心理的影響

他人を信頼して愛着関係を形成することが困難、自己肯定感が持てない状態になる、受けた心の傷が適切な治療を受けないまま放置されると思春期などになって問題行動が出るなど

子どもの様子がいつもと違うと思ったら、ためらわずに連絡しましょう。皆さんの気づきが虐待の防止につながります。

相談窓口

●田原市役所子育て支援課

☎23-3513 【休日・夜間】☎22-1111

●東三河児童・障害者相談センター

☎(0532)54-6465

児童虐待かも?と思ったら

●児童相談所全国共通ダイヤル

☎189(いちはやく)